#### 【フロン法算定漏えい量報告(フロン法SHK)担当者向け】

# 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムのご案内

通称: **EEGS** (イーグス)

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

フロン法算定漏えい量報告システムは本年5月より、省エネ法・温対法と統合され 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS) lとなります。各制度の 報告書の作成から提出までをこのシステムで完結することができます。令和4年度 以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用く ださい。このため、本資料の「EEGS使用に関するフロー図」及び「システムの利用 にあたって必要となる事前準備」を参照いただき、ご対応をお願いいたします。

EEGSは令和4年5月より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システ ム」、「フロン法電子報告システム」は、令和4年3月末日をもって使用できなくなります。

Internet Exploreのサポート終了(2022年6月)に伴い、EEGSご利用の際のブラウザは、Firefox、 Google Chrome、Microsoft Edgeをご使用ください。

#### 本システムの目的

省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをシームレスに行う 事が可能となり、報告時の負担軽減を図ります。

#### 本システムのメリット

#### 使用に際して インストールが不要

✓ 報告書作成支援ツールと異なり、使用に際してインストールは不要であり、 指定のURLにアクセスするだけで利用可能

#### 報告に必要なデー タの収集が容易

✓ 複数の事業所で同時に入力が可能となり、データの収集がシステム上で行 われることから、情報収集の負担が軽減

#### 報告書提出に伴う 負担が軽減

- ✓ システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要
- 報告内容の ミスを抑制
- ✓ 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能

過年度報告内容の

- ✓ システム上で入力値の自動チェックが可能なため、人為的なミスを抑制
- 確認が可能
- ✓ 過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつ つ今年度の報告書を作成可能
- 報告書処理状況の 確認が可能
- ✓ 提出した報告書の省庁での処理状況(提出、受理、差戻し等)がシステ ム上で確認可能
- ※ 令和3年度においては、省エネ法定期報告を電子で提出することで、省エネ補助金における加点評価を実施いたし ました。令和4年度においては、EEGSで提出した場合に同様の措置を検討しております。

# お問合せ先ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法(特定排出者)	経済産業省 各経 済産業局 又は 環境省 各地方環 境事務所	https://ghg- santeikohyo.env.go.jp/questions
省エネ法 (特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主)	経済産業省 各経 済産業局	https://www.enecho.meti.go.jp/categ ory/saving_and_new/saving/enterpris e/overview/inquiry/
省エネ法 (特定輸送事業者又は認定管理統括貨客 輸送事業者)	国土交通省 各地 方運輸局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/en vironment/sosei_environment_fr_000 002.html
フロン法(特定漏えい者)	フロン類算定漏えい 量報告・公表制度 ヘルプデスク	https://www.env.go.jp/earth/furon/c ontact/index.html

## システムの利用にあたって必要となる事前準備

現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」 を共に使用し、IDが異なる皆様

● 現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」のIDを「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」で使用できます。

現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」 を共に使用し、兼用申請によりIDが同じ皆様

**現在お持ちのIDをそのまま使用できます。** 

#### 現行の「フロン法電子報告システム」のみ使用している皆様

■ 現在お持ちのIDをそのまま使用できます。新たに、省エネ法・温対法の報告をする場合は、使用届出書は受付ますがログインIDの発行は5月以降になります。

現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」を使用したことがない皆様

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」の使用にあたっては、 事前にシステムを使用するための使用届出書を提出する必要があります。
- 使用届出は下表に示す様式の書類を届出先へ、ご提出ください。

現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」のみすでに使用しており、これから EEGSで、初めてフロン法算定漏えい量報告を予定されている皆様

● 省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法SHK の報告をする場合は、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省工不法(特定事業者、特定連鎖 化事業者、認定管理統括事業者、特 定荷主又は認定管理統括荷主)*2	省エネ法 様式第43	https://www.enecho.meti.go.j p/category/saving_and_new/s aving/enterprise/factory/down load/	経済産業省 各経 済産業局
温対法(特定排出者)*3	温対法 様式第4	https://ghg- santeikohyo.env.go.jp/manual	経済産業局 又は 環境省 各地方環 境事務所
省エネ法(特定輸送事業者又は認 定管理統括貨客輸送事業者)	省エネ法 様式第27	https://www.mlit.go.jp/sogos eisaku/environment/sosei_env ironment_tk_000002.html	国土交通本省 又は国土交通省 各地方運輸局
フロン法 (特定漏えい者)	フロン法 様式第4	https://www.env.go.jp/earth/f uron/operator/isshu_santei- 4.html	経済産業省 又は 環境省

<sup>\*1:</sup>事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。

<sup>\*2:</sup>経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用いずe-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

<sup>\*3:</sup>省エネ法による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

<sup>\*4:</sup>省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

### EEGS使用に関するフロー図

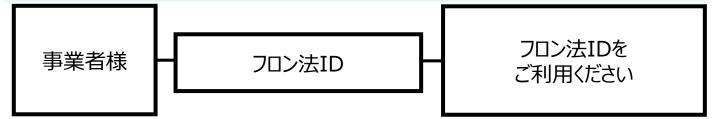
現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」 を共に使用し、IDが異なる皆様



現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」 を共に使用し、兼業申請によりIDが同じ皆様



#### 現行の「フロン法電子報告システム」のみ使用している皆様



現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」及び「フロン法電子報告システム」を使用したことがない皆様



現行の「省エネ法・温対法電子報告システム」のみすでに使用しており、これから EEGSで、初めてフロン法算定漏えい量報告を予定されている皆様



※ フロン法算定漏えい量報告のためには、使用届出書(フロン法様式第4)のご提出が必要です。